

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 8月28日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（第39条関係）</b>			<b>別表第1（第39条関係）</b>		
課 名	名 称	分 掌 事 務	課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)			(略)		
警備第二課	<u>植樹祭警衛準備室</u>	第36条に掲げる事務のうち <u>全国植樹祭の警衛対策に関する事務</u>	警備第二課	<u>警衛対策室</u>	第36条に掲げる事務のうち <u>全国高等学校総合体育大会の警衛対策に関する事務</u>
(略)			(略)		
<b>別表第3（第48条関係）</b>			<b>別表第3（第48条関係）</b>		
課 名	職 名	職 務	課 名	職 名	職 務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官及び <u>植樹祭警衛準備室長</u> の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官及び <u>警衛対策室長</u> の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
	<u>植樹祭警衛準備室長</u>	<u>植樹祭警衛準備室</u> に関する事務		<u>警衛対策室長</u>	<u>警衛対策室</u> に関する事務
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。